

西予市 都市計画マスタープラン等 検討委員会

第2回

令和2年1月30日

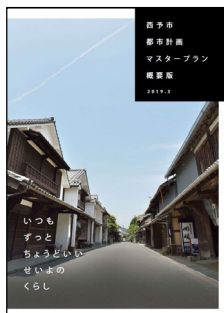
本日の協議内容

2

1. 都市計画マスタープランの見直し(素案)について
2. 立地適正化計画の見直し(素案)について
3. 河川周辺の整備計画計(案)について
4. 今後のスケジュール

1. 都市計画マスタープランの見直し(素案)について

都市計画マスタープランの構成と見直しの概要



第1編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって		
・策定の背景	・本計画の位置づけ	・本計画の構成
第2章 計画の方向性		
・本計画の役割	・対象区域	・計画期間
第3章 西予市の現況と課題		
・地勢・沿革	・人口の動向	
・土地利用・都市機能	・開発の動向	・まちづくりの課題

平成30年7月豪雨の状況及び復興計画の作成及び課題を修正

第2編 全体構想

第1章 まちの将来像	
・将来像	・将来まち構造
・まちづくりの目標	
第2章 部門別・まちづくりの方向	
・土地利用	・都市施設
・自然・景観	・防災・減災

第3編 地域別構想

第1章 地域区分の設定	
・地域区分の設定	
第2章 地域別構想	
宇和	野村
三瓶	明浜
城川	
・地域の現況	・地域の課題
・地域づくりの方針	
・部門別・まちづくりの方針	

野村地域を主として「復興計画」及び野村地域の復興まちづくり計画(案)を踏まえて変更

第4編 実現化方策

第1章 実現化方策	
・協働のまちづくりプロジェクト	・計画の進行管理

都市計画マスタープランの見直し(素案)

P1-3:
平成30年7月豪雨に
ともなう復興計画の策
定について追加

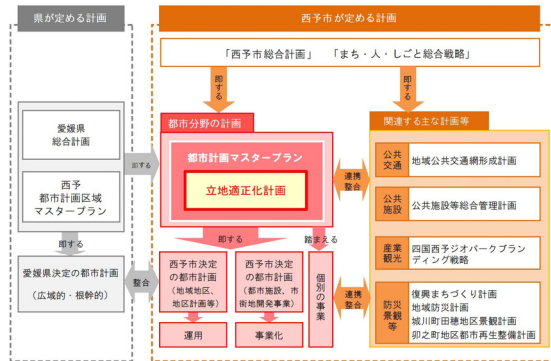
赤字:見直し箇所

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

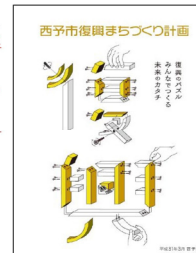
5

2. 本計画の位置づけ

本計画は、「西予市計画区域マスタープラン」や「第2次西予市総合計画」等の上位・関連計画との連携を図り定めるものです。



本市では、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けました。特に野村地区では被害が大きく、脇川における氾濫により、市街地が浸水しました。このため、平成30年7月豪雨からの復興に向けた基本方針や基本的な施策を位置付けた、「西予市復興まちづくり計画」を平成31年3月に策定しています。本計画は、「西予市復興まちづくり計画」に即して策定しています。



1-3

都市計画マスタープランの見直し(素案)

P1-21:
平成30年7月豪雨に
ともない、課題を修正

赤字:見直し箇所

第3章 西予市の現状と課題

6

5. まちづくりの課題

上位・関連計画の方向、現状と課題や市民アンケート、現行都市計画マスタープランの評価等から見た本市の「強み」「弱み」「今後やるべきこと」から、新しい都市計画マスタープランの方向として「まちづくりの課題」を検討しました。

課題1 西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化

本市が誇る「四国西予ジオパーク」の認定を受けた多様な地形や豊かな自然、美しい景観と、そこに生活する人々が培ってきた『西予市ならではの多様性』は、本市の最大の強みと言えます。しかし、市民からは、この『西予市ならではの多様性』が十分に活用できていない、「市民が『西予市の強み』に気づいていない」、「多様な地域がある反面、各地域がバラバラである」といった意見が挙げられています。本市の強みである多様な地形や自然、景観等を活かして、地域ごとの個性を活かしたまちづくりや地域のマネジメントに取り組むとともに、これらを通じて、地域の活性化につなげていく必要があります。

課題2 身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備

市民が安全・安心な暮らしを続けるためには、公園や下水道等の基本的な都市基盤の充実が必要です。しかし、都市計画区域外の既存集落等においては、まだまだ都市基盤や生活を支える施設が充実しておらず、今後も引き続き整備していくべき地域が多く見られます。人口減少が続く現在において、これまで以上の人口減少（特に人口の社会減）を抑えるためにも、身近な生活環境の整備が必要です。また本市は、三瓶・明浜地域における南海トラフ巨大地震等による津波災害や台風等による高潮災害、宇和・野村地域における台風や豪雨に伴う脇川の水害、その他、山間部や傾斜地における土砂災害等のリスクが懸念されています。このような災害リスクを考慮したまちづくりが必要です。さらに近年、全的に空き家・空き地の増加が喫緊の課題となっており、これに対応する必要があります。

課題3 まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化

本市では、宇和・野村・三瓶地区の都市計画用途地域を中心に、いわゆる「まちなか」となる区域においては、一定の都市機能や基幹的な公共交通が集積し、便利に暮らせる環境が整っています。

1-21

都市計画マスタープランの見直し(素案)

P3-16:
野村地域の課題に、平成30年7月豪雨による復興まちづくりの課題を追加

「平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により、野村地域の市街地は大きな被害を受けました。このため、住民、行政、大学など様々な人びとが連携し、新たな野村地区のまちづくりに向けた取り組みが必要です。」

・平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により、野村地域の市街地は大きな被害を受けました。このため、住民、行政、大学など様々な人びとが連携し、新たな野村地区のまちづくりに向けた取り組みが必要です。

都市計画マスタープランの見直し(素案)

P3-18:
野村地域の土地利用の方針に、乙亥の里の記述を追加

「平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしてなる拠点施設を位置づけ、機能強化を図ります。」

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

①生活拠点周辺の整備

- ・野村支所周辺の公民館や乙亥の里等が立地する地区は、野村地域・城川地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・野村支所及びその周辺の公会堂等の施設が老朽化していることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として、建替えと機能の複合化を検討します。
- ・乙亥の里等の交流施設では、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしてなる拠点施設を位置づけ、機能強化を図ります。市民と協働し、施設の集客方向上に向けた対策を検討します。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②国道441号沿道の整備

- ・国道441号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっています。
- ・良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業・業務環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。

③商店街の整備

- ・野村市街地の商店街においては、商店街の後継者不足、それに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっています。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人の支援を行い、若い世代等の定住促進につなげます。
- ・商店街の内側に位置する住宅密集地の解消に努めます。

④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・野村支所の建替え整備や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

(2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地における住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図ります。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。

都市計画マスタープランの見直し(素案)

P3-21:

野村地域の公園／緑地の整備に、新たな公園広場、及び河川の整備の記述を追加
「平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。」

「平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、引き続き河川管理者と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。」

赤字：見直し箇所

第2 野村地域

9

- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の野村営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、中山間地域における市の廃止代替バス・生活交通バスの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・野村地区公園や愛宕山公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・野村市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備について検討します。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・野村市街地においては公共下水道の整備が完了しており、今後は接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、また野村市街地を流れる河川となっています。平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、引き続き河川管理者と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。
- ・野村市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・稲生川の補修、水路の整備など、河川管理者と連携して身近な河川や水路の整備・維持管理に努めます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

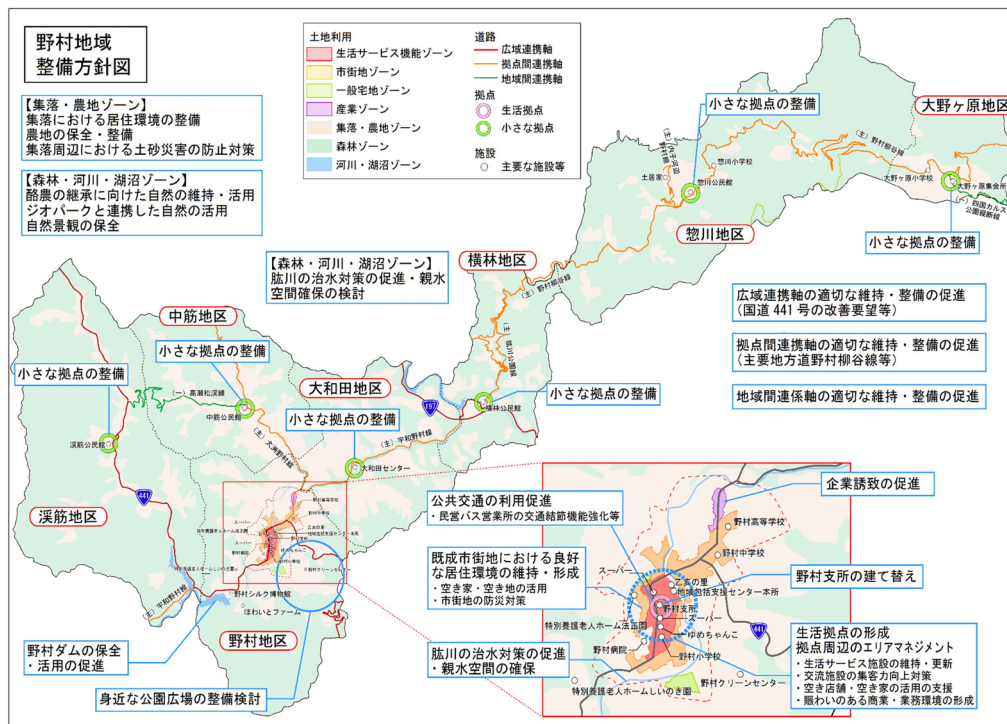
- ・市立野村病院は、隣接する老人保健施設と合わせて有効活用を図るとともに、市内の

3-21

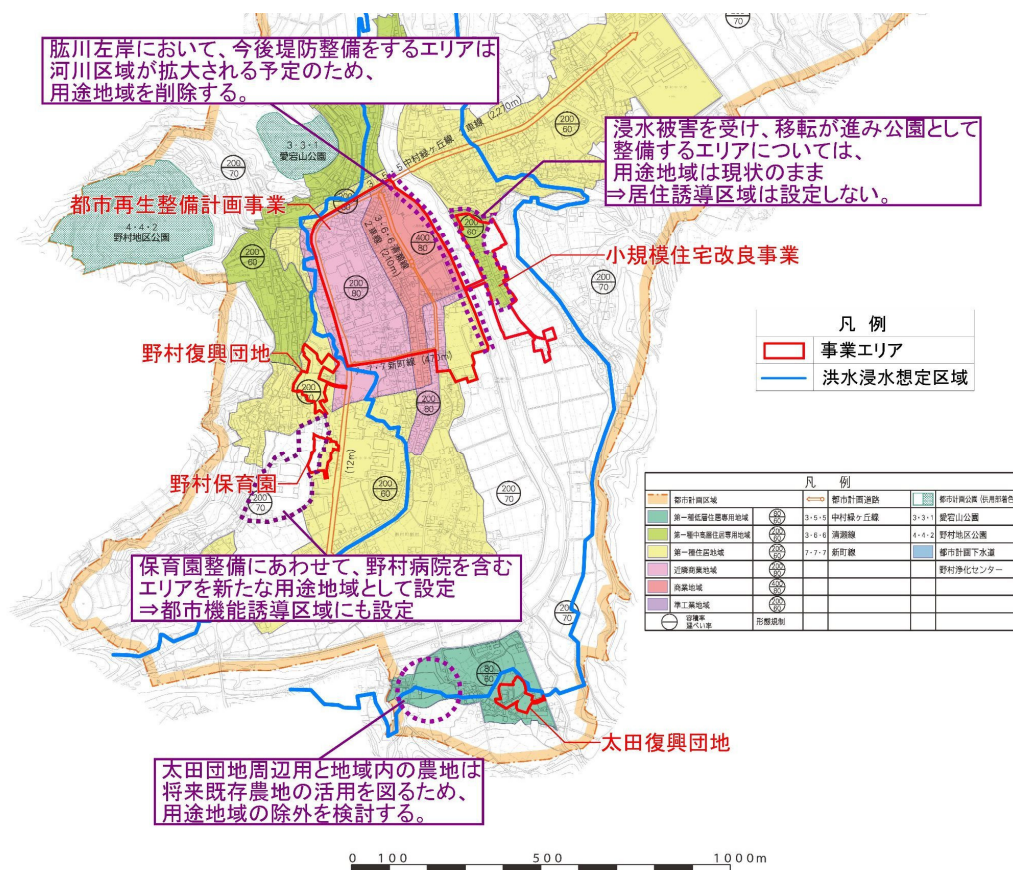
都市計画マスタープランの見直し(素案)

P3-25:

用途地域の変更案に沿って、土地利用ゾーンを修正予定・復興事業など、掲載出来る事業などを記載予定



10



2. 立地適正化計画の見直し(素案)

項目	定める内容
第1章 はじめに	・計画策定の背景と目的 ・対象区域、目標年次、計画の位置づけ 等
第2章 都市の現況と課題	1. 人口・世帯の動向と将来見通し 2. 土地利用や開発の動向 3. 都市機能及び都市交通の現況と将来見通し 4. 都市構造の評価に関するハンドブックに基づく分析 5. 市民の意向(アンケート・グループワーキング) 6. 立地適正化計画に基づき解決を図るべき課題
第3章 立地適正化に関する基本的な方針	1. 対象区域 2. 立地適正化の方針 3. 目指すべき都市の骨格構造
第4章 誘導区域について	1. 都市機能誘導区域・居住誘導区域の位置づけ 2. 都市機能誘導区域の設定 3. 誘導施設の設定 4. 居住誘導区域の設定 5. 建築物等の届出制度について
第5章 計画の推進方策(誘導施策)	1. 持続可能で求心力のある拠点の形成に向けて(都市機能の誘導に関する施策) 2. ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存に向けて(居住の誘導に関する施策) 3. 都市機能を結ぶ公共交通ネットワークの構築と“あるけるコミュニティ”の形成に向けて 4. 施策の実行にあたって
6. 目標値の設定、計画の進捗管理	1. 目標値の設定 2. 評価方法の設定

・居住誘導区域と都市機能誘導区域の順番を入れ替え(居住誘導区域の記載を前に移動)
・新たに野村地区の居住誘導区域を設定)

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

P1-13:
上位関連計画に
「西予市復興まちづくり計画」を追加

赤字=見直し箇所

(7) 西予市復興まちづくり計画(2019~2024)

本市では、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けました。特に野村地区では被害が大きく、駄川(宇和川)水系における野村ダム放流によって河川氾濫が発生し、市街地が浸水しました。

平成31年3月に策定した「西予市復興まちづくり計画」では、平成30年7月豪雨からの復興に向けた基本方針や基本的な施策を位置付けています。

■復興に向けた基本的な考え方 本市の復興を進めていくうえで、以下の3項目を基本理念として位置付ける。 ・寄り添い支え合う……………「寄り添い支え合い」ながら復興を推進 ・一人の100歩より100人の一歩…「みんなが手を取り合って進んでいく」復興を目指す ・何ができるか考える……………それぞれの立場で「何ができるのか」を考える姿勢で推進
■復興の目標 『復興のパズル みんなでつくる 未来のカたち』
■基本施策 ①安全で安心なまちの再建 ②日常の暮らしの再建 ③産業・経済における生業(なりわい)の再建 ④インフラ整備、まちなみの整備 ⑤子育てや教育環境の再建

基本施策のうち、「インフラ整備、まちなみの整備」の中では、災害に強い道路整備など道路網の復旧・整備、水道・下水道をはじめとしたライフラインの復旧・整備、公共交通網の復旧・整備、都市計画マスタープランや立地適正化計画等まちづくり計画の見直し、野村地区における住宅移転跡地活用検討や市街地整備事業の検討など地区の再整備等の施策が示されています。

復興まちづくりの推進に向けて、復興まちづくり計画と整合させ立地適正化計画を見直し、平成30年7月豪雨の浸水区域や災害リスク、復興関連事業等を踏まえて適切に野村地区の誘導区域や誘導施策を定める必要があります。

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

15

P1-16:

3. 本計画の位置づけに

「西予市復興まちづくり計画」を追加

3. 本計画の位置づけ

各関連計画等に記載される立地適正化計画に関連する箇所を、以下の表に整理します。

■上位・関連計画における立地適正化計画に関連する記載内容	
計画名称	立地適正化計画に関連する記載内容の概要
1 第2次西予市総合計画	- 人が多く集まるところを中心に、公共施設等を整備しなければ、市の財政を維持できない。 - 民間企業と連携し、人が集まるまちをデザインすることが重要。 - インフラ投資は、適正規模に縮小しつつ、残されたインフラに集中的に投資していく。 - 地域経済の中心地とその周辺に人が集まり、コンパクトで利便性の高いまちをデザインするため、都市計画の見直し等を行う。 - 現在、市の中心地と言える地域は無く、人口流出の最大要因である「しごと」の課題を解決するため、産業集積地を設定し、さらにその周辺に人が住める拠点ネットワーク型のまちづくりを行い、まちのコンパクト化も同時に行う。 - 政策の集中と選択、効率化による財政の集約化が必要であり、集約したまちづくりを行う必要がある。 - ある程度の人口規模の集落を形成し、利便性を維持しながら安心して暮らせるまちづくりを行う。 - 公共施設の統廃合、機能の集約を図り、利用しなくなった施設は地域づくりの拠点施設として様々な活動に利用できるようにする。
2 西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(総合計画と同様の内容のため、省略)
3 西予市都市計画マスタープラン	将来まち構想として、①宇和中心拠点、②宇和新市街地拠点、③野村生活拠点、④三瓶生活拠点、⑤小さな拠点、⑥産業拠点の拠点を整備・充実する。
4 西予市地域公共交通網形成計画	- 卯之町駅及び市役所本庁舎周辺を“中心拠点”、野村支所周辺及び三瓶支所周辺を“地域拠点”、明浜支所周辺及び城川支所周辺を“生活拠点”と位置づける。 - 地域公共交通網は、市外の拠点と市内各拠点を結ぶとともに、市内においては、拠点間を結ぶ役割を果たす。
5 第6次愛媛県長期計画・第2期アクションプログラム	公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指す。
6 西予市都市計画区域マスタープラン	地方拠点都市の一翼を担うまちとして、豊かな自然と景観に囲まれた暮らしや歴史・文化を活かし、インターチェンジの利便性と位置的条件からふささで豊かに暮らせる場を提供し、拠点ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを目指す。
7 西予市復興まちづくり計画	- 都市計画マスタープランや立地適正化計画等まちづくり計画を見直す - 野村地区における住宅移転跡地活用や市街地整備事業の検討など地区の再整備を推進する。
8 西予市公共施設等総合管理計画	- 人口減少や市民ニーズに合わせた公共施設の適正化、施設の統廃合や複合化を目指す。 - 選択と集中の観点を取り入れた施設管理、インフラ管理を行う。

1-16

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

16

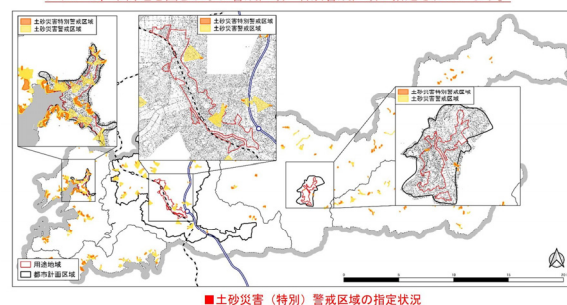
P2-19:

2章都市の現況と課題に
4. 防災・安全安心の面からみた現況を追加(土砂災害、洪水・津波)

4. 防災・安全安心の面からみた現況

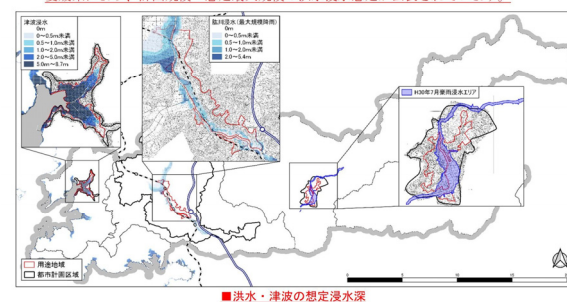
(1) 土砂災害のリスク

市全域にわたって、土砂災害(特別)警戒区域・土砂災害危険箇所が指定されています。宇和地区の用途地域内では警戒区域が指定され、野村地区の用途地域内では特別警戒区域が僅かに指定されています。三瓶地区は山々に囲まれた地形のため、用途地域内において、市街地を囲むように警戒区域・特別警戒区域が指定されています。



(2) 洪水・津波のリスク

宇和地区の脇川流域では脇川の洪水浸水が想定されています。三瓶地区では、津波による浸水が想定されており、最大で5m以上の浸水が懸念されます。野村地区は、平成30年7月豪雨で浸水による被害が発生しています。これを踏まえて、愛媛県により、計画規模・想定最大規模の洪水浸水想定が公表されています。



2-19

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

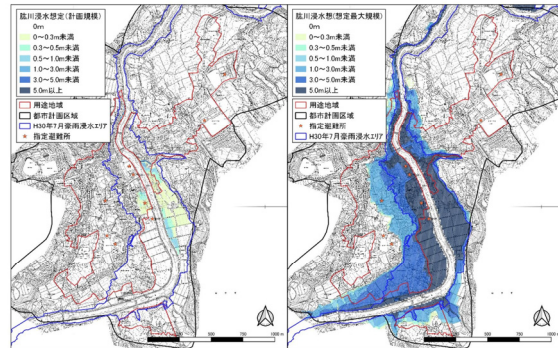
17

P2-20:

2章都市の現況と課題に
4. 防災・安全安心の面
からみた現況を追加(土
砂災害、洪水・津波)
※肱川の浸水想定結果
を追加

野村地区における想定浸水深は、計画規模^{注1}では、肱川左岸の市街地のごく一部で0.5m未満から1.0m未満、肱川右岸の市街地及び農地の一部で0.5m未満から1.0m未満の浸水が想定されています。
想定最大規模^{注2}では、野村地区の市街地の大部分が3.0m以上浸水し、肱川沿いでは5.0m以上の浸水が想定されています。

注1：年間通過確立1/100：いわゆる数十年から百数十年に1程度の頻度で発生する降雨に伴う洪水により肱川が氾濫した場合の浸水
注2：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により肱川が氾濫した場合の浸水



■野村地区 肱川浸水想定(左：計画規模 右：想定最大規模)

資料：愛媛県

2-20

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

18

P2-32:

2章都市の現況と課題に
平成30年7月豪雨の記載
を追加

「野村地区では平成30年7月豪雨により肱川が氾濫し甚大な被害が発生。計画規模で市街地の一部で浸水が想定される。想定最大規模では市街地の大部分で3.0m以上の浸水が想定される。」

分類	現況と課題
3 公共交通・市民の移動行動	- 公共交通の徒歩圏人口カバー率は97.6%と高いが、基幹的公共交通のカバー率は低い。 - 公共交通を利用する市民は1割程度で極めて少ない。 - 同規模他都市(人口10万人都市)と比較し、公共交通の機関分担率は低く、市民一人あたり自動車走行台キロは高い。自動車に依存した交通体系となっている。 - 人口30万人都市との比較であるが、公共交通の利用圏(公共交通沿線地域)人口密度が低く、将来的な交通施設の撤退等が懸念。 - 卯之町の拠点性が弱い。市全体で一体感が無い。
4 高齢者の福祉・健康	- 同規模他都市と比較すると、医療機関と公園は一定充実している。 - 自動車に依存した交通体系の中で、徒歩・自転車の機関分担率は低く、「歩いて暮らせるまちづくり」にはなっていない。 - 人口30万人都市との比較であるが、高齢者福祉施設と保育所の徒歩圏人口カバー率は高くない。
5 災害時の安全性	- 市域には土砂災害(特別)警戒区域・土砂災害危険区域が指定。宇和地区の肱川流域では肱川浸水想定区域が指定。 - 三瓶・明浜地区の海岸部では津波浸水想定が懸念される。都市計画区域(用途地域)とも重複。 - 野村地区では平成30年7月豪雨により肱川が氾濫し甚大な被害が発生。計画規模で市街地の一部で浸水が想定される。想定最大規模では市街地の大部分で3.0m以上の浸水が想定される。 - 空き家率が高く、災害時の倒壊・延焼等が懸念。 - 同規模他都市と比較し、指定緊急避難場所及び指定避難所までの平均距離が遠い。
6 財政の健全性	- 地域経済は、人口30万人都市との比較であるが、都市全域の小売商業床面積あたり売上高が低く、商業施設が充実していない。 - 地価は、いわゆる「まちなか」での低下が顕著。 - 同規模他都市と比較しても財政力指数が低く、財政基盤が弱い。 - 今後、公共施設の更新費用の増大が懸念。合併に伴い市域に点在することになった施設を更新し続けることは困難。

2-32

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

P4-11: 第4章 誘導区域の設定 に野村地区を追加

平成30年7月豪雨を考慮し、区域を設定

「想定最大規模の浸水エリアについては、復興事業の計画を踏まえ、誘導施策に警戒避難体制の整備等を位置づけ、興ず誘導区域に含めることを基本とする。」

赤字：見直し箇所 青字：都市機能誘導区域⇨居住誘導区域の順番を換えたため入替った箇所(内容は不変)

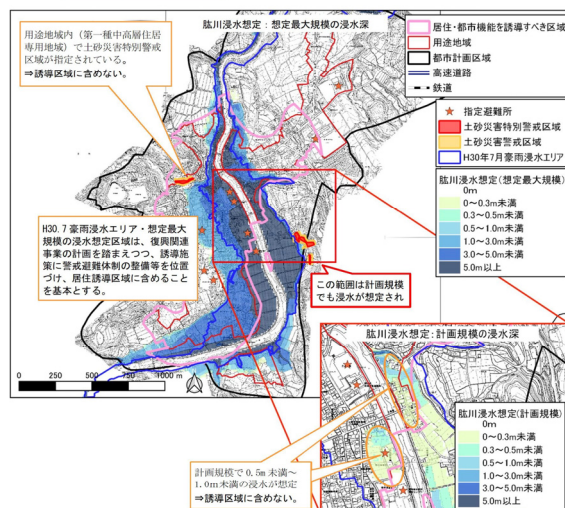
19

ii) 野村地区

野村地区では、平成30年7月豪雨で甚大な被害を受け、洪水に伴う浸水の危険性があることから、詳細な検討を行います。

(7) 災害危険箇所との関係

- ・居住誘導区域に含まないこととすべきである土砂災害特別警戒区域は除きます。
- ・計画規模での浸水想定区域は、法令により居住の制限を課されている区域ではありませんが、洪水の危険性が高いと判断し居住誘導区域から除きます。
- ・平成30年7月豪雨浸水エリアや想定最大規模での浸水想定区域は、洪水が懸念されるものの既成市街地の大部分にわたることから、このエリアを居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。そこで、復興関連事業の計画を踏まえるとともに、本計画の誘導施策に警戒避難体制の整備等を位置づけ、居住誘導区域に含めることを基本とします。



4-11

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

P4-12: 第4章 誘導区域の設定 に野村地区を追加

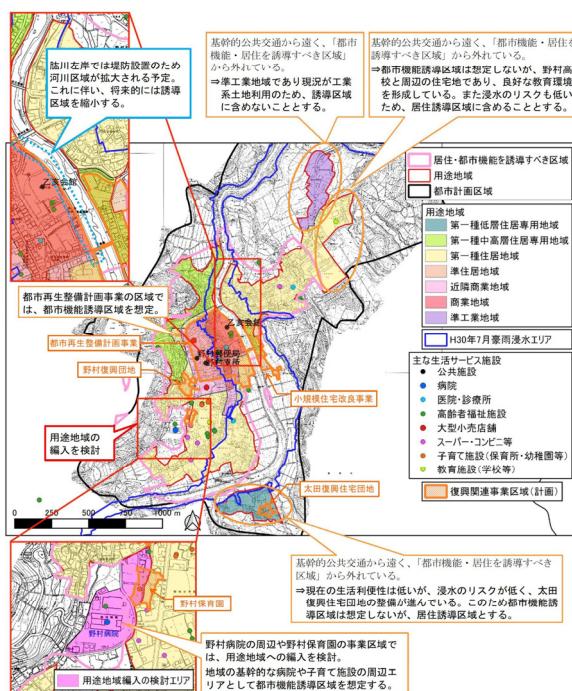
平成30年7月豪雨を踏まえた将来のまちづくりとの関係を追加

赤字：見直し箇所 青字：都市機能誘導区域⇨居住誘導区域の順番を換えたため入替った箇所(内容は不変)

20

(i) 土地利用や将来のまちづくりとの関係

- ・立地適正化計画の主旨を踏まえ、生活利便性の高い区域を基本としますが、災害の危険性が低く復興事業を予定している区域等については居住誘導区域に含めることとします。

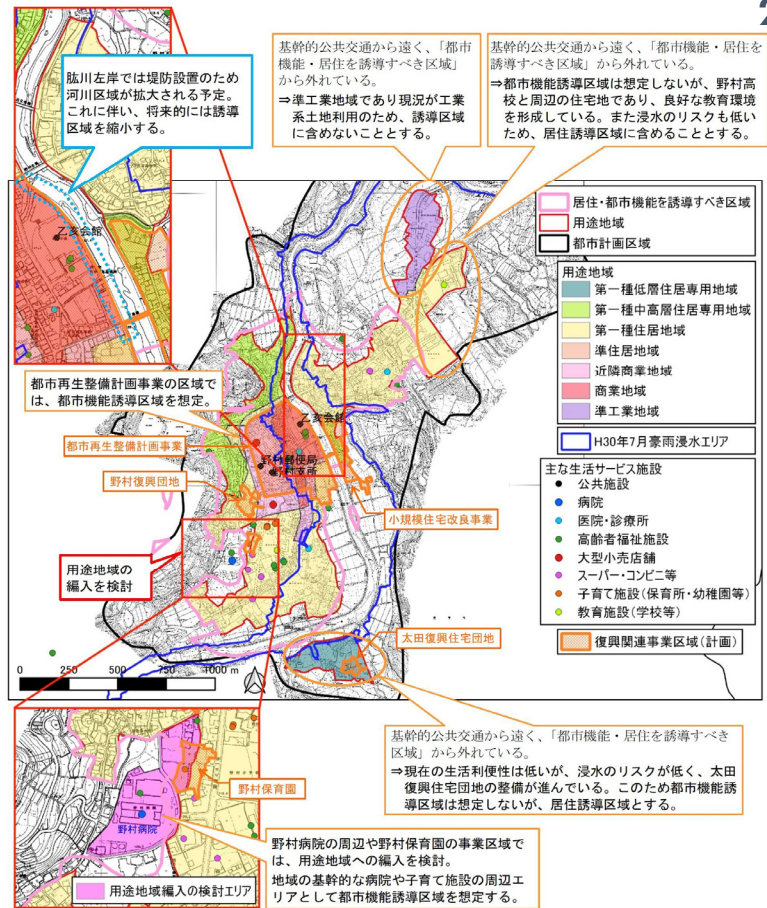


■土地利用や将来のまちづくりとの関係(野村地区)

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

※将来のまちづくりとの関係を考慮し、誘導区域の考え方を整理

「野村病院及び野村保育園周辺は、用途地域の編入を想定し、都市機能誘導区域に設定」等



■土地利用や将来のまちづくりとの関係(野村地区)

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

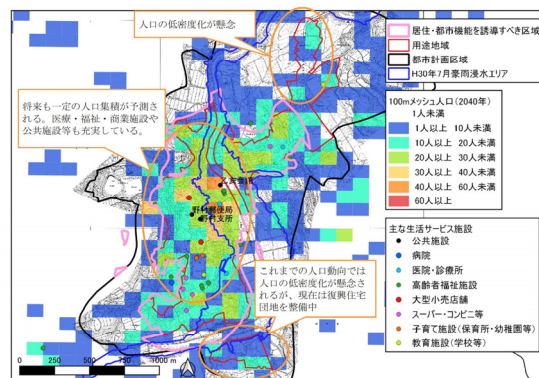
P4-13:
第4章誘導区域の設定で
野村地区を追加

将来人口との関係を追加

赤字: 見直し箇所 青字: 都市機能誘導区域⇔居住誘導区域の順番を換えたため入替った箇所(内容は不変)

(9) 将来人口(2040年)との関係

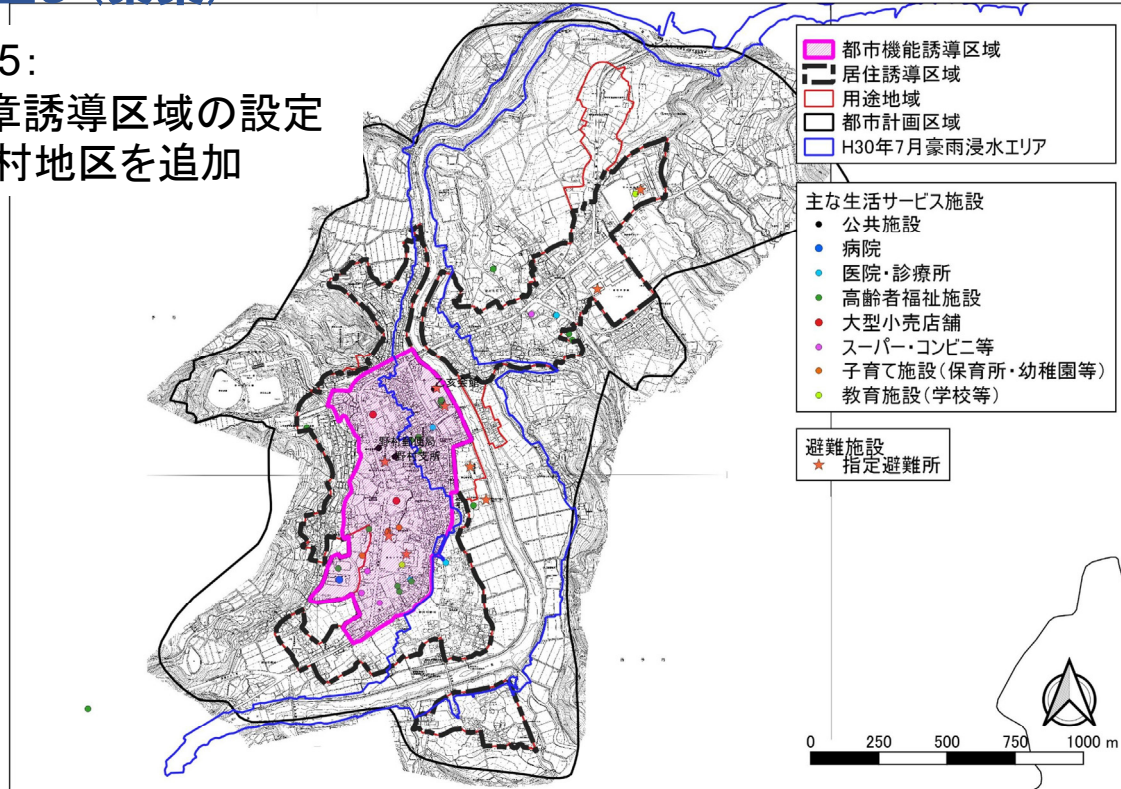
- ・立地適正化計画の主旨を踏まえ、本計画の計画期間最終年度である2040年度に一定の人口を維持できる見込みのある区域を基本とします。
- ・なお、この将来人口はこれまでの人口動向を基に推計したものであるため、復興事業等により新たに住宅整備を進めている区域等については居住誘導区域に含めることとします。



■将来(2040年)の人口(野村地区)

22. 立地適正化計画の見直し(素案)

P4-25:
第4章誘導区域の設定
に野村地区を追加



■誘導区域の区域図(野村地区)

注: 肱川左岸では堤防設置のため河川区域が拡大される予定であり、これに伴い将来的には誘導区域を縮小する

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

P4-29:
第4章誘導区域の設定の「誘導施設の設定」で野村地区を追加

※野村支所改築にと
もない、行政施設、地
域交流センターを誘
導施設に追加
※野村病院周辺を都
市機能誘導区域に位
置づけるため、病院
を誘導施設に追加

赤字: 見直し箇所 青字: 都市機能誘導区域⇄居住誘導区域の順番を換えたため入替った箇所(内容は不変)

③野村生活拠点地区

・野村支所周辺の野村生活拠点地区は、野村・城川地域の生活拠点として既存の生活サービス施設(医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、教育文化施設、金融施設)の維持、機能増進を図ります。

都市機能誘導の方向性	設定する誘導施設	誘導施設の定義
・野村支所は、生活拠点として行政機能を合わせた生活サービス機能等を複合した施設として整備を図るため、行政施設及び地域交流センター等を誘導施設として位置づけます。	●行政施設(市役所および支所) ★地域交流センター(支所を含めた複合施設整備)	地方自治法第4条 市条例第1号、30号 社会資本総合整備交付金要綱付添編一10 都市再生整備計画事業 表10-(1)
・歴史的建造物や空き家など活用し、復興まちづくりを目指す野村地区の活性化に資する交流施設を誘導施設として位置づけます。	★観光交流センター ★まちおこしセンター ★教育施設 等	社会資本総合整備交付金要綱付添編一10 都市再生整備計画事業 表10-(1)
・地域住民の生活を支える病院・診療所の維持・誘導を図ります。	●病院 ●診療所	医療法第1条の5 医療法第1条の5
・高齢化の進行に対応しつつ、高齢者が拠点周辺等の住宅で元気に暮らしていくことを基本に、老人福祉センターやデイサービスセンター等の通所型高齢者福祉施設の維持・誘導を図ります。	●老人福祉センター ●老人デイサービスセンター ★小規模多機能型居宅介護施設	老人福祉法第20条の2 老人福祉法第20条の7の2 介護保険法第8条の19
・生活拠点としての買い物の利便性を確保するため、大型スーパー等の大規模商業施設の維持・誘導を図ります。	●商業施設	大規模小売店舗立地法における店舗面積1,000㎡を超える店舗
・子育て世代の居住を誘導するため、認定こども園など子育て支援施設の維持・誘導を図ります。	★認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
・野村地域の文化を維持向上するため、既存の図書館の維持を図ります。	●図書館	図書館法第2条
・地域の経済や地域住民の生活を支える総合的な金融サービス機能である銀行の維持・誘導を図ります。	●銀行	銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、農協法 同組合法

※誘導施設(設定)の凡例

- : 都市機能誘導区域(案)内に立地しており、かつ誘導施設として位置づける機能(機能増進)
- ★: 都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後立地を誘導する機能

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

25

P5-1～3:

第5章計画の推進方策で野村地区の復興まちづくりの記述を追加

「・野村生活拠点においては、野村支所及びその周辺の公会堂等の施設の老朽化が進んでいることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として改築を含めた周辺のまちづくりを推進します。また、乙亥会館は、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとなる拠点施設として位置付け、機能強化を図ります。

・野村支所周辺では、都市再生整備計画事業等を活用し、河川整備と連携した市街地整備や既存の生活サービス施設の維持・更新を検討します。」

第5章 計画の推進方策(誘導施策)

本計画に掲げた立地適正化で目指す将来像を実現するためには、都市機能・居住の適切な誘導を図るとともに、公共交通を充実させ、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進する必要があります。

そのため、本計画に基づき本市が行う具体的な施策や国等の支援を受けて行う施策、国等が行う施策等について示し、今後、これらの施策を実行していきます。

- 持続可能で求心力のある拠点の形成に向けて(都市機能の誘導に関する施策)
 - 国等が行う施策(税制上の特例措置や金融支援)
 - 都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促進するため、事業用資産の買換特例や誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例など、所得税や法人税、固定資産税等に関する税制上の特例措置が設けられています。
 - また、一定の要件を満たす民間事業者が都市機能誘導内で誘導施設を整備する事業について国の支援制度が設けられており、必要に応じて、これらの制度の活用を個別に検討します。
 - 国等の支援を受けて市が実施・支援する施策
 - 都市機能誘導区域内において、公共施設の整備改善を伴う誘導施設の整備、誘導施設の整備と合わせた歩行空間の整備など、国の支援を受けて市が実施する施策・市が民間業者に支援する施策を、個別に検討します。
 - 市が行う施策
 - 拠点の魅力向上
 - 宇和中心拠点の求心力の向上に向けて、平成28年に作成した「都市再生整備計画(卯之町地区)」に基づく各種事業を実施します。
 - 卯之町地区では、都市再生整備計画に基づく事業の一環として、JR卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の町並みを一体的な空間として捉えた「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」を推進します。
- JR卯之町駅周辺における複合施設及びこれに付帯する立体駐車場の整備
 - JR卯之町駅前広場の整備及び駅舎の改築
 - 旧宇和病院跡地における複合施設の整備等
- ・野村生活拠点においては、野村支所及びその周辺の公会堂等の施設の老朽化が進んでいることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として改築を含めた周辺のまちづくりを推進します。また、乙亥会館は、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとなる拠点施設として位置付け、機能強化を図ります。
- ・野村支所周辺では、都市再生整備計画事業等を活用し、河川整備と連携した市街地整備や既存の生活サービス施設の維持・更新を検討します。

5-1

2. 立地適正化計画の見直し(素案)

赤字：見直し箇所

26

P5-1～3:

第5章計画の推進方策で野村地区の復興まちづくりの記述を追加

「・野村病院の周辺及び野村保育園の事業区域の一部は、現在用途地域の指定がありませんが、用途地域への編入を検討し、地域住民の生活を支える医療や子育て支援の機能強化を図ります。」

※具体的な事業は今後追加予定

・野村病院の周辺及び野村保育園の事業区域の一部は、現在用途地域の指定がありませんが、用途地域への編入を検討し、地域住民の生活を支える医療や子育て支援の機能強化を図ります。

- (具体的な事業が決まっている場合記載する)
 -
- 等

・三瓶生活拠点においては、三瓶支所が地域の核となっています。みかめ海浜公園、シンボル軸の沿道

・新市街地拠点においては、今後沿道商業・業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。

・宇和中心拠点、野村・三瓶生活拠点における商店街は、いずれも後継者不足やそれに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっていることから、空き店舗を活用したカフェの開業支援など、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人を支援します。

- 西予市新規出店店舗改修補助事業
 - 西予市店舗リニューアル補助事業
- 等の活用

- 市有財産の最適化や有効活用
 - 既存ストックの有効活用と都市機能の拡散防止を基本に、コンパクトな都市を実現するため、「西予市公共施設等総合管理計画」等の関連計画の推進と連携しながら、市有財産の最適化や有効活用に取り組みます。
 - 公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業においては、本市が所有する土地等を誘導施設に必要な用地等として有効活用することを、個別に検討します。
- ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存に向けて(居住の誘導に関する施策)
 - 快適で暮らしやすい居住環境の形成
 - 居住誘導区域では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、道路・橋梁や上下水道など都市基盤の計画的な維持管理に努めます。
 - 空き家・空き地の有効活用
 - 本市では、空き家・空き地が増加しつつあります。これらをストックとして活用し、利便性を求める若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。
 - 市民による空き家の活用促進に向けて、「(仮)リノベーションスクール」等の開催を検討します。
 - 居住誘導区域では、空き家・空き地等の低未利用地を活用し、土地所有者等の共同により、広場・緑地・通路等の整備・管理が図られるよう、立地誘導促進施設協定制度の活用等を検討します。

5-2

2. 立地適正化計画の見直し（素案）

P5-1～3:

第5章計画の推進方策で野村地区の復興まちづくりの記述を追加

「平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により浸水被害を受けた野村地区では、県による肱川の河道掘削・河川改修事業等による流下能力の確保に向けた取組を強く促し、地域の安全確保を図ります。また、住民一人ひとりの防災意識の向上や災害時に速やかな避難行動をとることができるような体制づくり、市民参画による防災行動計画の作成や災害危険区域の検討等に取り組みます。

・野村地区における住宅再建に向けた多様な支援に取り組み、災害公営住宅の整備や新たな住宅地の整備により、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。」

- 西予市移住定住促進空き家活用事業
- 農地付き空き家活用制度
- 西予市移住者住宅改修支援事業

等の活用

③安全・安心な居住環境の形成

- ・宇和、三瓶地区の居住誘導区域では、住宅密集地が分布しています。優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進するとともに、建築物の耐震・耐火構造化を促進し、防災機能の向上に努めます。

- 木造住宅耐震診断事業
- 木造住宅耐震改修事業
- 住宅リフォーム事業

等の活用

- ・宇和地区卯之町の重要伝統的建造物群保存地区では、幅員の狭い道路が多く災害時の安全確保等が重要となっています。市民と協働し、自主防災組織における防災体制の確立、防災施設・設備の充実に努めるとともに、地区防災計画の策定を促進します。

- 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区防災計画の策定

- ・宇和、三瓶地区の居住誘導区域では、土砂災害警戒区域等が指定されているところがあり、順次、必要な土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、災害時における避難体制の確立に向けて自主防災組織の活動を支援します。
- ・三瓶地区の居住誘導区域は、津波による甚大な被害が懸念されています。津波からの避難路や緊急避難場所の確保・整備を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働し、事前に復興まちづくり計画の策定等を検討します。
- ・地域防災計画に基づき、防災思想・知識の普及、防災・避難訓練の実施、避難対策や避難体制の整備等の災害予防対策に市民と協働で取り組みます。

- 土砂災害対策事業
- 自主防災組織活動育成補助金制度
- 防災対策啓発事業・防災訓練実施事業
- 津波避難路整備事業
- 災害対策マネジメント事業

等の活用

- ・平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により浸水被害を受けた野村地区では、県による肱川の河道掘削・河川改修事業等による流下能力の確保に向けた取組を強く促し、地域の安全確保を図ります。また、住民一人ひとりの防災意識の向上や災害時に速やかな避難行動をとることができるような体制づくり、市民参画による防災行動計画の作成や災害危険区域の検討等に取り組みます。

- ・野村地区における住宅再建に向けた多様な支援に取り組み、災害公営住宅の整備や新たな住宅地の整備により、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

5-3

2. 立地適正化計画の見直し（素案）

P6-1:

第6章目標値の設定、計画の進捗管理について
目標値を修正

※居住誘導区域の案が固まり次第目標値を修正

第6章 目標値の設定、計画の進捗管理について

1. 目標値の設定

本計画に位置づけた立地適正化で目指す将来像やまちづくりの方針の実現に向けて、都市機能及び居住の誘導施策を確実に実行していくとともに、各種施策の進捗状況及びその効果を確認するため数値目標を設定し、進捗管理に努めます。

数値目標は、まちづくりの方針ごとに定めることとします。目標年次は、計画期間である平成52（2040）年度としますが、必要に応じて随時数値目標の達成状況を確認するものとします。

① 持続可能で求心力のある拠点の形成 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
都市機能誘導区域における誘導施設の充実や誘導施設の利用に関する項目を設定	都市機能誘導区域における空き家・空き店舗マッチング件数（延べ件数） 宇和中心拠点地区における誘導施設（西予市民図書館）の利用者数（人/年）	0 17,309	40 ※1 19,500 ※2

※1：西予市総合計画に掲げる目標（マッチング件数：年間2件）に準拠して設定。なお今後、総合計画の改訂と整合しながら、随時見直しを行います。

※2：卯之町地区都市再生整備計画に掲げる目標（H32：19,500）に準拠して設定。なお今後、都市再生整備計画の変更と整合しながら、随時見直しを行います。

② ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
居住誘導区域における居住の誘導や人口確保に関する項目を設定	居住誘導区域の人口【宇和地区・三瓶地区】 （大） 居住誘導区域の案が固まり次第、目標値を算出	8,956	現状維持

③ 都市機能を結ぶ公共交通ネットワークの構築と“あるけるコミュニティ”の形成 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
公共交通の利用や徒歩の頻度に関する項目を設定	西予市の公共交通利用者数の合計 （千人/年）	251	253 ※3

※3：西予市地域公共交通網形成計画に掲げる目標（H33：253千人）に準拠して設定。なお今後、地域公共交通網形成計画の変更と整合しながら、随時見直しを行います。

3. 河川周辺の整備計画計（案）について

3. 河川周辺の整備計画計(案)について

30

【のむら復興まちづくりデザインワークショップ（アクション編①）の開催概要】

- 日 時：2019年12月18日(水曜) 19:00～
 会 場：西予市野城総合福祉協会「野城ふれあい館」
 主 催：西予市
 協 力：愛媛大学、東京大学復興デザイン研究体
 参 加 者：18名（野村地区自治会、社会教育団体などの公的団体代表者、西予市内在住者など）
 進行補助：愛媛大学の学生
- 主な内容：
- 今回のワークショップについての主旨説明
 - 河川沿い空間の基本設計に向けた提案
 - グループワーク ①左岸の空間・利活用ゾーニングについて
 ②右岸の空間・利活用ゾーニングについて
 - グループワークの発表



主旨説明



グループワーク



各グループの意見の確認

のむら復興デザインワークショップ(アクション編②)

日 時：2020年2月16日に開催予定

主な内容：○野村地区まち歩きに空間整備箇所の現地確認
 ○グループワーク

3. 河川周辺の整備計画計(案)について

現段階での整備計画(案)



4. 今後スケジュール

4. 今後のスケジュール

予定月		協議等	議題(案)
令和元年	12月20日	●第1回検討委員会	・全体スケジュールの確認 ・計画見直しの方向性の検討
令和2年	1月30日	●第2回検討委員会	・都市計画マスタープラン変更(素案)について ・立地適正化計画の変更(素案)について ・河川沿いの空間整備基本設計(素案)について
	2月16日	■のむら復興まちづくり デザインワークショップ	・野村地区まち歩きによる河川周辺の空間整備箇所 の現地確認
	3月頃	●第3回検討委員会	・都市計画マスタープラン変更(案)について ・立地適正化計画の変更(案)について ・河川沿いの空間整備基本設計(案)について ※上記計画変更にもなう都市計画の変更(用途 地域等)について